

かながわりサイクル製品認定制度について

1 リサイクル製品認定制度の目的

- 廃棄物の排出抑制と資源化は喫緊の課題となっている。効率的な循環型社会を形成し、持続的な発展を実現していくためには、廃棄物のリサイクルの促進や担い手となるリサイクル産業の育成・振興を図る必要があり、廃棄物を原材料としたリサイクル製品の生産・販路拡大が必須である。
- そこで、一定の要件を満たしたリサイクル製品を県が認定することで信用力を付加し、利用を促進するリサイクル製品認定制度を平成 22 年 4 月に創設した。
- また、県民の皆さんのニーズを的確に把握するとともに、環境配慮型のライフスタイルに寄与する制度を目指していく。

2 制度の概要

(1) 認定要件

知事は、制度の目的である「循環型社会の形成」に資するものと認められ、かつ、次のア～ウに掲げる認定要件のいずれにも適合しているリサイクル製品を認定する。

ア リサイクル製品が、次の 6 つ項目の基準に適合していること。

- 1) 販売実績
- 2) 循環資源の県内発生割合・製造場所
- 3) 製造過程等
- 4) 安全性
- 5) 品質
- 6) 循環資源の利用割合

イ 申請者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 14 条第 5 項第 2 号イからへで定める欠格要件のいずれにも該当しないこと。

ウ 申請者が、リサイクル製品を安定的に供給できる経理的基礎を有すること。

(2) 認定製品

(1) の認定要件を満たしたリサイクル製品を認定する。

なお、県土整備局所管の建設リサイクル資材認定制度（主に公共工事で使用する建設資材を認定）との認定製品の重複を避けるため、県土整備局公共工事グリーン調達基準に定める特定調達品目及び認定対象品目については、原則として、本制度で認定するリサイクル製品から除く。ただし、特定調達品目については、要件を満たし、知事が認定製品として認定することが適当であると認める場合は、この限りでない。

(3) 認定の手続き

募集 → 申請書受付 → 審査 → 認定 → 公表

(4) 検討会

外部有識者 5 名からなる「リサイクル製品認定検討会」により、次の事項を検討する。

- ① 認定要件に対する適合性

② 認定製品としての総合的妥当性

(5) 県及び認定事業者の責務

① 県の責務

ア 県は、物品等の購入において、一般製品と、品質面、価格面等において同等の認定製品があるときは、当該製品を積極的に使用するよう努める。

イ 県は、市町村に対し、認定製品の優先的な使用に配慮するよう協力を求める。

ウ 県は、認定製品の使用が促進されるよう、県民、事業者及び関係機関等に対し、認定製品に関する情報提供に努める。

エ 県は、認定製品が適正に製造・管理されているかどうかを確認するため、必要な限度において、報告の徴収や事業場等に立入調査等を行う。

② 認定事業者（リサイクル製品の認定を受けた事業者）の責務

ア 認定事業者は、認定製品の品質、安全性等を維持するため品質管理計画を作成し、その計画に基づき認定要件への適合状況を定期的に確認しなければならない。

イ 認定事業者は、認定製品の流通、販売過程において、消費者等との間で認定製品の品質、安全性等に関する問題が発生したときは、直ちに県に報告するとともに、自らの責任においてその処理を行わなければならない。

ウ 認定事業者は、前年度の認定製品の販売実績を報告しなければならない。

3 認定マーク

リサイクル製品認定制度の普及啓発を効果的に進めるため、認定事業者は、認定マークを認定製品に付して販売することができる。

4 今後のスケジュール

平成 29 年 6 月 第 8 回募集開始

7、8 月 書類審査、現地確認等

9 月 検討会

10 月 認定可否の決定

10 月 記者発表

5 認定製品に対する支援措置（詳細については参考資料 1）

(1) 神奈川グリーン購入基本方針に位置づけ

かながわりサイクル製品認定制度実施要綱を神奈川県が物品やサービスを購入する際の基本的な方向性を配慮する「神奈川グリーン購入基本方針」の個別方針に位置づけることで、県機関の優先的率先利用につなげる。（H22. 4. 1～）

(2) 神奈川県あっせん調達要綱の改正

県会計局所管の同要綱を改正し、かながわりサイクル認定製品を県が物品購入する際、随意契約で購入できる金額 10 万円以下を 160 万円未満まで引き上げることで、県機関に優先的率先利用につなげる。（H23. 4. 1～）

(3) 各種イベントへの出展・展示

リサイクル認定製品や紹介パネルを展示し、県民への周知を図った。

6 参考 認定製品一覧

計 36 製品(平成 29 年 4 月 1 日現在)

年度	認定番号	リサイクル製品の名称	品目	事業者名	所在地
H22	10-1	ジョロペット	園芸用品	南開工業㈱	南足柄市
	10-7	ハマのありが堆肥	堆肥	横浜環境保全㈱	横浜市
	10-8	よみがえり、よみがあ〜る、よみがえりレガロ	作業手袋	ナカノ㈱	横浜市
	10-10	サンリョウ有機	堆肥	㈱三凌商事	東京都
	10-11~13	リサイクル高強度磁器食器 OGISO	食器類	㈱おぎそ	岐阜県
	10-14	健やかファーム	肥料	㈱二見	小田原市
H23	11-1~5	ロコヨガーデンテーブル ほか4製品	プラスチック製用品	㈱服部商店	藤沢市
	11-6	Mバイオ・たいひくん	肥料	三浦地域資源ユーズ㈱	三浦市
	11-7	エコ点字ブロック	点字ブロック	中央環境開発㈱	横浜市
	11-8	豚鶏用食品残さ乾燥飼料	飼料	㈱二見	小田原市
H24	12-1	全建ソイル	流動化処理土	㈱ヨコハマ全建	横浜市
	12-3	リサイクルポリ袋	環境配慮型ポリ袋	㈱ライブロンコーポレーション	横浜市
	12-4	エコキャップキャリーハンドル	日用品	南開工業㈱	南足柄市
	12-5	ウィードロック森のれんが	木質成型舗装材ブロック	㈱SION	京都市
H25	13-1	ハイブリッドドライモルタル	ドライモルタル	㈱リコーン	川崎市
	13-2	バイオクリーン	洗浄剤	㈱セイコーバイオテクノ	静岡県
H26	14-1	ハイブリッドジャリコン	ドライコンクリート	㈱リコーン	川崎市
	14-2~5	Rompbabyのあんしんな食器	食器類	㈱光巨プロジェクト	横浜市
	14-6	エコカル	農業用土壌改良材	中央環境開発㈱	横浜市
H27	15-1	スラモル	高流動埋戻し材	㈱金子コンクリート	横浜市
	15-2	プレデッキ	リサイクル樹脂系建材	中央環境開発㈱	横浜市
	15-3	ポエフ EPSR 1	腐植質脱臭剤	荏原実業㈱	東京都
	15-4~5	FUJI-KUN ROLL PREMIUM ほか1製品	トイレットペーパー	㈱富士紙業	横浜市
H28	16-1	改良土	改良土(埋め戻し土)	富二栄産業㈱	川崎市
	16-2	ラスモルⅡLC、ラスモルアルファLC	軽量セメントモルタル	富士川建材工業㈱	横浜市
	16-3	NFボード	業務用資材・DIY (畜舎および食品加工場の壁・天井材等)	JFEプラリソース㈱	川崎市